

投資信託振替制度要綱

平成 16 年 9 月 24 日
 (株)証券保管振替機構

項 目	内 容	備 考
1.目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)は、「社債等の振替に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、券面のない投資信託の振替制度(以下「投資信託振替制度」という。)を実施する。 ● この制度により、投資信託の決済の効率性と安全性を確保し、投資信託市場の発展に資することを目的とする。 	
2.取扱振替投資信託受益権	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」という。)に規定する投資信託の受益権を取り扱う(以下「振替投資信託受益権」という。)。なお、外国投資信託の受益権は、当面の間、取り扱わない。 	法第2条第1項 ✓ 振替投資信託受益権の範囲を当初は委託者指図型投資信託とする。 ✓ 契約において併合又は分割の定めのある受益権は、平成16年6月9日に「社債、株式等の振替に関する法律」が公布されたことから、政省令の内容を踏まえ、別途取扱いを検討する。

項 目	内 容	備 考
(3)機構加入者	<p>いう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入者は、法及び業務規程の定めるところにより振替投資信託受益権の権利を取得することができる。 ● 機構は、他の者から申出があったときは、業務規程の定めるところにより、振替投資信託受益権の振替を行うための口座を開設し、振替口座簿を備える。 ● 加入者のうち、機構から口座の開設を受けた者を機構加入者という。 	
(4)販売会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 振替投資信託受益権の募集・売出しの取扱い等の業務を行う法人を販売会社という。 ● 販売会社は、次に掲げる者に区分する(ただし、以下において、販売会社という場合は、両者を総称するものとする。)。 <ul style="list-style-type: none"> 発行者との契約に基づき、振替投資信託受益権の募集・売出しの取扱い等の業務を行う者(以下「指定販売会社」という。) 指定販売会社との契約に基づき、振替投資信託受益権の募集・売出しの取扱い等の業務を行う者(以下「取次販売会社」という。) ● 販売会社は、口座管理機関と連携をとり、振替投資信託受益権の設定、解約及び償還に係る手続きを行わなければならない。 	<p>✓ 本制度において指定販売会社は口座管理機関となることを前提とする(投資信託委託業者の直接募集の場合を除く。)。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(5) 発行者</p> <p>(6) 受託会社</p> <p>(7) 資金決済会社</p> <p>(8) 日銀ネット資金決済会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、機構での振替投資信託受益権の取扱いに際し、振替投資信託受益権の発行者の同意を事前に得る。 	<p>法第13条第1項</p> <p>✓ 当初は委託者指図型投資信託を取扱対象とするため、発行者は投資信託委託業者をさす。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行者と信託契約を締結した信託会社等を受託会社という。 ● 機構は、振替投資信託受益権の受託会社から申出があったときは、業務規程の定めるところにより、受託会社としての登録を行う。 ● 受託会社は、振替投資信託受益権について信託が設定された場合には、当該発行者のために、信託設定済みの通知(以下「信託設定済通知」という。)を機構に対して行わなければならない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金決済会社は、加入者又は発行者のために、振替投資信託受益権の設定、解約及び償還に伴う資金決済を行う金融機関等をいう。 	<p>✓ 加入者のための資金決済会社は、当該加入者(顧客)に係る指定販売会社又は指定販売会社が指定する金融機関が想定される。</p> <p>✓ 発行者のための資金決済会社は、通常、受託銀行である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、資金決済会社のうち、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取 	

項 目	内 容	備 考
	<p>引先である金融機関等からの申出があったときは、業務規程の定めるところにより、日銀ネット資金決済会社としての登録を行う。</p> <p>日銀ネット資金決済会社は、加入者又は発行者のために、振替投資信託受益権の設定及び解約においてDVP決済の指定がある場合の資金決済を日銀ネットを利用して行う。</p>	
<p>4.振替口座簿</p> <p>(1)機構における口座区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 振替口座簿は、機構加入者の口座ごとに区分する。 ● 機構加入者の口座は、次に掲げるものに区分する。 機構加入者が振替投資信託受益権についての権利を有するものを記録する口座(以下「自己口」という。) 直接口座管理機関の加入者(下位の間接口座管理機関の加入者を含む。)が振替投資信託受益権についての権利を有するものを記録する口座(以下「顧客口」という。) ● 自己口は、次に掲げるものに区分する。 機構加入者が質権者であるときの、質権に係る権利を記録する口座(以下「質権口」という。) 上記 以外の権利を記録する口座(以下「保有口」という。) ● 保有口及び質権口には、機構加入者が信託の受託者であるときの、信託財産を記録する口座(以下、保有 	<p>法第68条</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 機構における振替投資信託受益権の振替と資金の支払を結び付けるための口座</p>	<p>口については「信託口」、質権口については「質権信託口」という。) を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、業務規程の定めるところにより、上記口座をさらに区分する口座を設ける。 ● 機構は、振替投資信託受益権の振替と資金の支払(新規記録手続き時においては、「振替投資信託受益権の振替と信託設定」をいう。) を関係付けるための便宜上の口座として、次の口座を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> 新規記録手続き時 <ul style="list-style-type: none"> 発行者からの設定に係る事前通知(以下「新規記録申請」という。) の内容を一時的に記録するための口座 (以下「発行口」という。) 解約に係る抹消手続き時 <ul style="list-style-type: none"> 解約に係る抹消手続を行う場合、解約により減少記録される口数を一時的に記録するための口座(以下「解約口」という。) 償還に係る抹消手続き時 <ul style="list-style-type: none"> 銘柄情報に基づき、償還に係る抹消により減少記録される口数を一時的に記録するための口座(以下「償還口」という。) 	

項 目	内 容	備 考
(3)新規記録申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、I S I Nコードが確定した当日中にその内容を発行者に通知する。 ● 発行者は、機構からI S I Nコードの通知を受けたときは、当該I S I Nコードに係る銘柄の指定販売会社に対して、その内容を遅滞なく通知しなければならない。 ● 機構は、発行者にI S I Nコードを通知した後、遅滞なく、機構加入者及び受託会社に銘柄情報及びI S I Nコードを通知する。 ● 上記の通知を受けた口座管理機関が、当該銘柄に係る下位の間接口座管理機関を有する場合、当該間接口座管理機関に対して同様の通知を行わなければならない。 ● 発行者は、機構に対して、指定販売会社と合意のうえ、発行予定の振替投資信託受益権の新規記録に関する情報(銘柄、払込日(信託設定日)、受益権を購入する加入者の氏名又は名称、口座、加入者ごとの振替投資信託受益権の口数等をいう。以下「新規記録情報」という。)を機構の定める方法により通知しなければならない。 	<p>✓ 本制度において必要なI S I Nコードの対外通知に関して、証券コード協議会から許諾を得ることが前提となる。</p> <p>法第121条において読み替えて準用する法第69条第1項</p> <p>✓ 発行者と指定販売会社の合意は、公販ネット又はファクシミリ等を通じて行われる。公販ネットとは、投資信託の設定や解約などに係る各種情報について指定販売会社と投資信託委託会社間の連絡のためのネットワークをいう。</p> <p>✓ 機構に対する通知における加入者の氏名又は名称、口座等は、それが明らかになるものと</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 販売会社と口座管理機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行者と指定販売会社がDVP決済を行うことについて合意しているときは、発行者は、機構に対し、上記の新規記録情報の通知を行う際に、当該合意がある旨及びDVP決済に関する情報(資金決済金額、日銀ネット資金決済会社等をいう。以下「設定時DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。 ● 指定販売会社は、上記(3)の内容を発行者と合意するときは、受益権を購入する当該指定販売会社の顧客が加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、当該新規記録情報(及び設定時DVP決済情報)を事前に通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同様の通知を行わなければならない。 ● 取次販売会社は、指定販売会社と同様に、受益権を購入する当該取次販売会社の顧客が加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、当該新規記録情報を事前に通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である 	<p>して、機構がその通知方法を別途定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実務上、DVP決済においては、発行者の指定する資金決済会社と指定販売会社間の合意を前提とする。 ✓ 日銀ネット資金決済会社に係る情報については、事前に機構に通知している場合は必要ない。 <p>✓ 取次販売会社は指定販売会社を経由し、新規記録情報を発行</p>

項 目	内 容	備 考
(5)発行口への記録	<p>場合には、上位の口座管理機関に対し、同様の通知を行わなければならない。</p> <p>機構が受託会社から信託設定済通知を受領する場合（以下新規記録手続きにおいては「DVP決済の指定がない場合」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、新規記録情報に係る内容を発行口に記録した後、当該記録内容を発行者、機構加入者及び受託会社に通知する。 DVP決済の指定がある場合 ● 機構は、新規記録情報及び設定時DVP決済情報の通知を受けた後、当該内容の確認を行うため、機構加入者に対して、当該情報を通知する。 ● 機構加入者は、上記確認のための通知を受けたときは、通知事項をそれぞれ照合・確認のうえ、機構に対して承認の返信を行わなければならない。 ● 機構は、機構加入者から上記の承認を受けたときは、その内容を発行口に記録（以下「発行口記録情報」という。）する。 ● 機構は、当該発行口記録情報及び機構が付した決済番号を発行者、機構加入者及び受託会社に通知するとともに、設定時DVP決済に係る資金決済情報（決済番号付）を日本銀行及び日銀ネット資金決済会社に送付する。 	<p>者に連絡する。</p> <p>✓ 機構加入者や受託会社が日銀ネット資金決済会社である場合、原則として、日銀ネット資金決済会社には設定時DVP決済に係る資金決済情報を送付しない。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(6) D V P 決 済 の 指 定 が あ る 場 合 の 資 金 決 済</p> <p>(7) 信 託 設 定 済 通 知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本銀行は、上記(5) の設定時 D V P 決 済 に 係 る 資 金 決 済 情 報 (決 済 番 号 付) を 受 領 し た 場 合 、 当 該 情 報 を 資 金 決 済 当 事 者 (日 銀 ネット 資 金 決 済 会 社) に 対 し て 通 知 す る 。 渡 方 日 銀 ネット 資 金 決 済 会 社 は 、 当 該 通 知 に 係 る 資 金 決 済 を 承 認 す る 場 合 、 日 本 銀 行 に 対 し て 資 金 決 済 を 依 頼 す る 。 ● 日本銀行は、上記の資金決済が完了した場合、その旨を資金決済当事者(日銀ネット資金決済会社)及び機構に対して通知する。 <p>D V P 決 済 の 指 定 が な い 場 合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発行者は、発行口に記録されている振替投資信託受益権の購入代金が発行者の指定する資金決済会社に入金されたことを確認したときには、当該振替投資信託受益権の信託設定を受託会社に指図する。受託会社は、当該振替投資信託受益権について信託を設定したときは、機構に対し、その旨を機構の定める方法により通知しなければならない。 <p>D V P 決 済 の 指 定 が あ る 場 合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構が日本銀行から受信する上記(6)の通知を以って、受託会社による機構への信託設定済通知が行われたこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記 及び の受託会社の信託設定済通知 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 渡方日銀ネット資金決済会社は、機構加入者側である。 ✓ D V P 決 済 に つ い て は 、 日 本 銀 行 に お い て 本 要 綱 の 提 示 す る ス キ ー ム が 了 承 さ れ 、 所 要 の 対 応 が 採 ら れ る こ と が 前 提 と な る 。

項 目	内 容	備 考
(8)新規記録	<p>を発行者が行うべき新規記録に伴う通知とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記(7)の信託設定済通知を受けたときは、発行口から振替を行い、機構加入者の口座に増加記録を行う。 ● 機構は、当該増加記録の内容を新規記録済通知として発行者、機構加入者及び受託会社に通知する。 ● 直接口座管理機関は、機構が当該直接口座管理機関の顧客口に増加記録したときは、発行口記録の際に機構から受けた通知内容に基づき、加入者の口座へ増加記録等を速やかに行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、増加記録等を速やかに行わなければならない。 	<p>✓ DVP決済の指定がある場合、機構加入者の口座への増加記録をもって機構によるDVP決済は完結する。</p>
6.追加設定に係る新規記録手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記5の「当初設定時の新規記録手続」の(3)より(8)に準じた手続により、新規記録を行う。 	
7.解約に係る抹消手続 (1)加入者による委任	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入者は、事前に口座管理機関に対し、解約に伴う残高抹消の手続きを取ることを委任する。また、当該加入者は、自らが顧客となっている販売会社に対し、解約代金の代理受領を委任する。 ● 当該委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同 	

項 目	内 容	備 考
(4) 解約口への記録	<p>の通知を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取次販売会社は、指定販売会社と同様に、受益権を解約する当該取次販売会社の顧客が加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、当該解約時抹消予定情報を事前に通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同様の通知を行わなければならない。 <p>機構が機構加入者から資金振替済通知を受領する場合(以下抹消手続きにおいては「DVP決済の指定がない場合」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、解約時抹消予定情報に係る内容を解約口に記録した後、当該内容を発行者、機構加入者及び受託会社に通知する。 <p>DVP決済の指定がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、解約時抹消予定情報及び解約時DVP決済情報の通知を受けた後、当該内容の確認を行うため、機構加入者に対して、当該情報を通知する。 ● 機構加入者は、上記確認のための通知を受けたときは、通知事項をそれぞれ照合・確認のうえ、機構に対して承認の返信を行わなければならない。 ● 機構は、機構加入者から上記の承認を受けたときは、その内容を解約口に記録(以下「解約口記録情報」という。)する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取次販売会社は指定販売会社を經由し、解約時抹消予定情報を発行者に連絡する。

項 目	内 容	備 考
<p>(5) D V P 決済の指定がある 場合の資金決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、当該解約口記録情報及び機構が付した決済番号を発行者、機構加入者及び受託会社に通知するとともに、解約時 D V P 決済に係る資金決済情報(決済番号付)を日本銀行及び日銀ネット資金決済会社に送付する。 ● 日本銀行は、上記(4)の解約時 D V P 決済に係る資金決済情報(決済番号付)を受領した場合、当該情報を資金決済当事者(日銀ネット資金決済会社)に対して通知する。渡方日銀ネット資金決済会社は、当該通知に係る資金決済を承認する場合、日本銀行に対して資金決済を依頼する。 ● 日本銀行は、上記の資金決済が完了した場合、その旨を資金決済当事者(日銀ネット資金決済会社)及び機構に対して通知する。 	<p>✓ 機構加入者や受託会社が日銀ネット資金決済会社である場合、原則として、日銀ネット資金決済会社には解約時 D V P 決済に係る資金決済情報を送付しない。</p> <p>✓ 渡方日銀ネット資金決済会社は、発行者側であり、通常、受託銀行である。</p>
<p>(6)解約時抹消申請</p>	<p>D V P 決済の指定がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構加入者は、解約口に記録されている振替投資信託受益権の解約代金の支払いが行われたことを確認したときには、機構に対し、その旨を機構の定める方法により通知しなければならない。 ● 機構加入者から上記の通知を機構が受領する場合は、当該通知を以って解約時抹消申請が行われたと 	

項 目	内 容	備 考
(3)償還口への記録	<p>償還に関する情報を事前に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位の口座管理機関に対し、同様の通知を行わなければならない。 ● 機構は、銘柄情報に基づき、償還に伴う抹消日に、償還により減少記録される振替投資信託受益権の銘柄の口数を償還口に記録するとともに、当該内容を発行者及び機構加入者に通知する。 	
(4)償還時抹消申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構加入者は、償還口に記録されている振替投資信託受益権の償還代金の支払いが行われたことを確認したときには、機構に対し、その旨を機構の定める方法により通知しなければならない。 ● 機構加入者から上記の通知を機構が受領する場合は、当該通知を以って償還時抹消申請が行われたとみなす。 	<p>法第121条において読み替えて準用する法第71条第1項</p> <p>✓ 償還時のDVP決済については、今回の制度構築では対応しない。次回以降のフェーズでは、引き続き検討する。</p>
(5)減少記録	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記(4)の抹消申請を受けたときは、償還口の減少を行い、当該機構加入者の口座の減少記録を行う。 ● 機構は、当該減少記録の内容を抹消済通知として機構加入者及び発行者に通知する。 	

項 目	内 容	備 考
<p>9.振替手続</p> <p>(1)加入者からの振替申請</p> <p>(2)振替申請を受けた機構又は口座管理機関が振替先口座を開設している場合</p> <p>(3)振替申請を受けた口座管理機関が振替先口座を開設していない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 渡方加入者は、当該加入者の口座を開設している機構又は口座管理機関に対し、振替により減少記録される振替投資信託受益権の銘柄及び口数、減少記録される口座の区分、振替先口座及びその区分並びに決済日を通知して、振替の申請を行わなければならない。 ● 機構又は口座管理機関は、申請のあった渡方加入者の口座において減少の記録を行い、振替先口座において増加の記録を行う。 ● 口座管理機関は、申請のあった渡方加入者の口座において減少の記録を行い、機構又は上位の口座管理機関に対して、振替により減少記録される振替投資信託受益権の銘柄、口数、振替先口座等を通知しなければならない（上位の口座管理機関において振替先口座を開設していない場合は、同様とする。）。 ● 機構は、通知のあった直接口座管理機関の顧客口を減少する。機構が振替先口座を開設している場合は当該口座において増加記録を行い、機構が振替先口座を開設していない場合は、振替先口座を開設する 	<p>法第121条において読み替えて準用する法第70条</p>

項 目	内 容	備 考
(4) 振替申請を受けた機構が振替先口座を開設していない場合	<p>直接口座管理機関（下位の間接口座管理機関が振替先口座を開設する場合を含む。以下(4)において同じ。）の顧客口を増加したうえ、当該直接口座管理機関に対し、振替により増加記録される振替投資信託受益権の銘柄、口数、振替先口座及びその区分口座等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、当該通知内容に基づき、加入者の口座への増加記録等を行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、増加記録等を行わなければならない。 <p>● 機構は、申請のあった渡方加入者の口座において減少の記録を行い、振替先口座を開設する直接口座管理機関の顧客口を増加したうえ、当該直接口座管理機関に対し、振替により増加記録される振替投資信託受益権の銘柄、口数、振替先口座及びその区分口座等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、当該通知内容に基づき、加入者の口座への増加記録等を行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、 	

項 目	内 容	備 考
(3) 銘柄情報の通知等	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例投資信託受益権の取扱いについて機構に対し同意を与えた発行者は、直ちに機構に対し、当初設定に係る新規記録手続きと同様に銘柄情報を通知しなければならない。 ● 機構は、上記の通知があった場合、当該特例投資信託受益権の銘柄について総口数等の情報開示を行う。 	<p>法附則第32条において読み替えて準用する法附則第17条</p>
(4) 振替受入簿の備付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、特例投資信託受益権の銘柄及び口数、特例投資信託受益権の受益証券の記番号等(以下「振替受入情報」という。)を記録する振替受入簿を備える。 	<p>法附則第32条において読み替えて準用する法附則第12条</p>
(5) 振替受入簿への記録申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例投資信託受益権の受益者は、その特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿への記録を申請する(以下「移行申請」という。)ことができる(以下において、移行申請する受益者を「申請人」という。) ● 申請人は、移行申請に際して、機構に対し、当該特例投資信託受益権の受益証券を提出するとともに、申請人のために開設された当該特例投資信託受益権の振替を行うための口座(以下「移行先口座」という。)を機構の定める方法により通知しなければならない。 	<p>法附則第32条において準用する法附則第14条</p> <p>✓ 申請手続きの委任を含め、移行申請に伴う事務手続きの詳細は、関係当事者と検討を継続し、当該事務手続きを公表する。</p>

項 目	内 容	備 考
(6) 振替受入簿への記録等	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、上記(5)の移行申請を受けたときは、当該振替受入情報を振替受入簿に記録する。 ● 機構は、振替受入簿に記録した旨を、当該特例投資信託受益権の発行者に対し通知する。 ● 特例投資信託受益権の受益者及び発行者は、振替受入簿の閲覧を請求できる。 ● 特例投資信託受益権について、移行申請する権限を有しない者の申請により振替受入簿の記録がされた場合において、当該特例投資信託受益権の受益者より振替受入簿の記録の抹消申請を受けたとき、機構は、当該申請に係る特例投資信託受益権について振替受入簿の記録を抹消する。また、機構は、当該記録を抹消したときは、当該特例投資信託受益権の発行者にその旨を通知する。 	<p>法附則第32条において準用する法附則第14条</p> <p>法附則第32条において準用する法附則第13条</p> <p>法附則第32条において準用する法附則第16条</p>
(7) 振替口座簿への記録	<p style="text-align: center;">機構が移行先口座を開設している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、移行申請のあった移行先口座に増加記録を行う。 <p style="text-align: center;">機構が移行先口座を開設していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構は移行先口座を開設する直接口座管理機関(下位の間接口座管理機関が移行先口座を開設する場合を含む。)の顧客口に増加記録したうえ、当該直接口座管理機関に対し、移行申請により増加記録される 	

項 目	内 容	備 考
	<p>振替特例投資信託受益権の銘柄、口数、申請人の氏名又は名称、移行先口座を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、当該通知内容に基づき、申請人の移行先口座への増加記録等を行わなければならない。 ● 口座管理機関が下位の間接口座管理機関の顧客口座に増加記録したときは、当該間接口座管理機関は、申請人の移行先口座への増加記録等を行わなければならない。 	
<p>12. 収益分配金の取扱い</p> <p>(1) 口座管理機関と指定販売会社との連携</p> <p>(2) 質権設定等により指定販売会社である口座管理機関以外に振替えられた場合の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座管理機関は、振替投資信託受益権の振替を行うための口座を開設した加入者毎の自己口座に記録又は記載された口数に関する情報を指定販売会社が収益分配金を支払うに際して事前に通知するとともに、両者において、当該内容の確認を行うこととする。 ● 質権設定等により指定販売会社である口座管理機関以外に振替えられた場合であって、当該口座管理機関が直接口座管理機関であるときの上記(1)の通知は、機構を通じて行うことができる。 	<p>✓ 発行者である投資信託委託業者は、受託会社より指定販売会社に収益分配金を支払う。</p>

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、振替口座簿における銘柄ごとの機構加入者の合計口数と総発行口数を日々確認する。 ● 発行者は、当日の取扱時間終了後に機構から受ける振替口座簿における銘柄ごとの総発行口数データ通知(解約(抹消)手続き等の申請中の口数等を明示する。)に対して、照合しなければならない。このときに総発行口数に相違がある場合は、直ちにその旨を機構に対して連絡しなければならない。 ● 直接口座管理機関は、当日の取扱時間終了後に機構から受ける銘柄ごとの顧客口の口数データ通知に対し、当該直接口座管理機関が開設する振替口座簿と照合しなければならない。このときに口数に相違がある場合は、直ちにその旨を機構に対して連絡しなければならない。 ● 口座管理機関は、下位の間接口座管理機関との間で、業務規程の定めるところにより振替口座簿の口数を照合しなければならない。 	
14. 上場投資信託の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、上記の投資信託振替制度の処理に準ずることとする。 ● 本要綱に定めのない処理(証券取引清算機関からの振替請求に係る処理、受益者報告・登録処理等)の実務は、原則として現行制度を基本とし、株券のペーパーレス化の対応との整合性を取りつつ検討する。 	

項 目	内 容	備 考
15.取扱時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構における業務の取扱時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各申請の受付時間は、各スキームの実務処理を勘案して別途定めることとする。
16.業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、業務処理の効率性の観点から、業務の一部を委託することが適当と判断する場合は、主務大臣の承認を受けて、その業務を他の者に委託する。 	法第10条
17.制度参加者との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、振替業の適正かつ確実な運営を図る観点から必要と認めるときは、業務規程の定めるところにより、口座管理機関から報告若しくは資料の提出を受け又は口座管理機関の帳簿書類の閲覧を行う。 ● 機構は、口座管理機関が業務規程等に違反した場合は、業務規程の定めるところにより、口座管理機関に対し処分を行う。発行者、指定販売会社、受託会社、日銀ネット資金決済会社についても、業務規程等に違反した場合は、業務規程の定めるところにより、口座管理機関と同様に処分を行う。 	
18.経費の分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構が、振替業を実施するために要する経費は、発行者及び機構加入者等サービスを楽しむ者から徴収する手数料を基本として賄う。 	
19.実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年1月の実施を目途とする。 	